

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例（平成15年周南市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 この条例の対象者は、次に掲げる者（以下「児童生徒等」という。）のうち、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者とする。

- （1） 周南市立小中学校に通学する児童生徒
- （2） 周南市に居住する小中学校の児童生徒
- （3） 周南市に居住する就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）

第3条中「児童生徒」を「児童生徒等」に改める。

第6条中「児童又は生徒」を「児童生徒等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(適用範囲)</u></p> <p>第2条 <u>この条例は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者に適用する。</u></p> <p>(1) <u>周南市立小中学校に通学する児童生徒</u></p> <p>(2) <u>周南市に居住する小中学校の児童生徒</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 就学困難と認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める要保護者と同一世帯にある<u>児童生徒</u></p> <p>(2) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者に準ずる程度に困窮している者と同一世帯にある<u>児童生徒</u></p>	<p><u>(対象者)</u></p> <p>第2条 <u>この条例の対象者は、次に掲げる者（以下「児童生徒等」という。）のうち、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者とする。</u></p> <p>(1) <u>周南市立小中学校に通学する児童生徒</u></p> <p>(2) <u>周南市に居住する小中学校の児童生徒</u></p> <p>(3) <u>周南市に居住する就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 就学困難と認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める要保護者と同一世帯にある<u>児童生徒等</u></p> <p>(2) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者に準ずる程度に困窮している者と同一世帯にある<u>児童生徒等</u></p>

現行	改正案
<p>(認定)</p> <p>第6条 第3条に定める<u>児童又は生徒</u>の認定は、周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</p>	<p>(認定)</p> <p>第6条 第3条に定める<u>児童生徒等</u>の認定は、周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。</p>